

米谷こども園 自己評価の報告書

令和5年7月1日

評価項目	取り組みの状況
1 運営規程	運営(管理)規程を作成している。職員や利用者に規定を周知している。
2 施設設備	基準に定められている設備を有している。 園児一人あたりの面積基準を満たしている。 満3歳以上の園児については、学級を編制している。また、学級数だけ保育室がある。
3 園児	認可定員を遵守している。
4 教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成してきめ細かい教育・保育を提供している。長期的な指導計画(年・期・月)・短期的な指導計画(週・日)・個別指導計画3歳児未満の個別指導計画・障がい児の個別指導計画を作成している。教育・保育の内容などの評価、反省を行い質の向上や改善に努めている。 職員の資質を高め教育保育の技術の充実のため、研修計画を作成している。 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開している。
5 教育及び保育の内容	保育時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活のリズムを整えるよう工夫している。 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めている。 (送迎時の対応・連絡帳・掲示板・園だより・保育参観・懇談会等)
6 障がい児保育	個々の園児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に進めている。特別支援コーディネーターを任命している。
7教育・保育の記録簿	園児の育ちに関する帳票を整備している。職員で育ちを共有して保育にあたっている。 (身体測定の記録・健診結果の記録・教育及び保育経過の記録・疾病、既往歴の記載・保護者等家族についての記載等) 日誌や児童出席簿を適正に整備している。 個人情報を適切に取り扱い、守秘義務を遵守している。
8 小学校との連携	「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成し就学の際は、小学校へ送付している。

	<p>小学校教育への円滑な接続に向けて、小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校教師との意見交換、合同の研究の機会を設ける等の連携を行っている。</p> <p>新型コロナウイルスなど感染症の状況に留意しながら、交流の仕方を工夫して育ちの保証をして行く。</p> <p>隣接する米谷小学校と定期的な連絡会を設け、連携を密にしている。</p>
9 虐待防止等	<p>虐待等の状況が見受けられないか、日々子どもや保護者の様子に留意し早期発見に努めている。</p> <p>不適切な養育の兆候が見られる場合は、市や関係機関と連携している。</p> <p>園内において、児童の心身に有害な影響を与える行為をしていない。</p> <p>人権擁護のためのセルチェックリストを活用して、保育の質の向上に努めている。</p>
10 健康・衛生 管理事故防 止・安全対策	<p>園内科医・園歯科医による健康診断及び歯科検診を適正な時期に実施している。(目安として5月・10月)</p> <p>保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしなが、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めている。</p> <p>各種マニュアルを整備して職員に周知している。</p> <p>(感染症及び食中毒・児童の事故防止・危機管理等)</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策など今まで経験したことのない事態には、国からの通知、登米市からの指導に順じる方向で冷静な判断をしていくよう努めた。子ども達の健康・安全を第一に判断していった。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類になり、通常の保育に戻ってきた。</p> <p>感染症または食中毒が発生、もしくは発生が疑われる場合は、速やかに関係機関に報告するとともに必要な措置を講じている。</p> <p>与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらおう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じている。</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)防止のため仰向けに寝かせる、定期的に睡眠時の状態を観察し記録する等、必要な措置を講じている。</p> <p>心肺蘇生等の研修を行っている。</p> <p>災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っている。</p>
11 保護者との 連携	<p>・園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めている。</p> <p>(送迎時の対応・連絡帳・掲示板・園だより・参観・懇談会・保護者アンケート ※保護者アンケート結果 報告書 参照 クラス通信・写真お便り・ホームページ)</p>
12 教育・保育 時間	<p>・毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週を下っていない。</p> <p>・1日の教育課程に係る教育時間は標準4時間としていますが、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき11時間を保育時間とし、必要に応じて1時間の延長保育を行っている。(12時間開園)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育需要に応じて、適正に教育・保育時間を設定している。 ・行事日については保護者の理解は得て保育時間の協力をお願いしている。
13 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応じて子育て支援事業を行っている。 ・園内にて東和子育て立支援センター(拠点事業)を運営している。 ・電話での相談を充実させて地域のニーズに応えていく。 ・感染症防止対策が必要な時には、予約制や人数制限などの対策をとりつつ地域と連携して行く。 ＊親子の集い(わいわい広場)や自由来館(9時～14時)の場の提供等による情報提供、相談支援 ＊地域の家庭に対する情報提供相談支援事業 ＊地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業
14 苦情解決体制	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制及び手順等について利用者、家族等へ周知している。 ・苦情解決の記録は書面によって整備している。 ・苦情解決の実績等を公表している。(ホームページ) ・苦情解決体制において、苦情解決責任者、苦情受付担当者が選任されている。
15 食事提供	<ul style="list-style-type: none"> ・給与栄養量を充足した献立を提供している。 ・検食が実施され検食簿を整備していますか。 ・予定献立表、実施献立表を作成している。 ・食育の時間を通して、食に対する興味関心を育む。 実際に食材に触れる、栽培活動をするなど実体験の機会を大切にしている。 ・保護者等に対する献立の提示を行っている。 ・離乳食がある場合、発達に応じた献立表を作成している。 ・献立は季節感を取り入れるなど、変化に富んだ内容にしている。 ・乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」並びに指導計画に位置づけている。 ・嗜好調査や残食調査を実施し、その結果を献立に反映させている。 ・アレルギー対応の必要な園児や障がい児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応している。 ・アレルギー対応の必要な園児がいる場合、個々に合わせた献立表を作成している。 ・「アレルギー対応マニュアル」を職員に周知するとともに、誤食防止のための、必要な措置を講じている。